



げますが、この際ひとつお聞きしたいのは、一般物価の上昇率、それと特に鉄鉄、はがね、そういうものの上昇率についてはどんな比率になっておるといふ公取ではお考えでしょうか。

○山田政府委員 まだその点は調べておりません。

○武部委員 卑近な例ですが、昔から米一升に米一丁といふことがいわれておったわけですね。ところが、現在では米一升が米一丁ではない、米二升が米一丁ということなんです。ということは、鉄の値段が下がっていいこととは、このたとえ一つとってみてもはつきりしようと思ふのです。鉄の値段というものは下がっていい。米一升が米一丁が倍の比率になって、いまは米二升が米一丁というようないふれられるわけですね。そういう点を考えると、この八幡、富士の合併というものがもたらした実現するとならば、独占率というものは非常に高くなつてくるという点について、おそろくこの事実が明らかになるにつれて、国民の側でも独禁法に基づいていろいろな見解が出てくると思ふのです。

私がきょうこの機会にお尋ねしたいのは、いろいろ新聞には、公取の動きが注目されるとかどうだとか、委員長がどこでどんなことを言っておられるとかいふことが出ております。しかし、公式なこうした国会の発言の場所ではないわけですから、ほかの党の方からも質問があるそうですからあつて譲りますが、この機会にこの問題について、もう一回はつきりとした態度をお聞かせいただきたい。

○山田政府委員 私のほうは、御承知のように行政委員会の組織をとっておりますので、私個人の見解でもってのごとができますわけではございません。委員会で付議いたしました、思想統一をいさなければ見解は確定しないわけでございます。ただいまの段階におきましては、私といたしましては十分慎重に、事柄の重要性にかんがみまして十分慎重に、厳正に検討をいたしたい、かように考えております。

○武部委員 慎重に、厳正に、慎重にということでありまして、もうそれ以上のことをどうも追及できぬわけでありまして、それではこの問題については公取の正式な見解をあらためて承る機会を早急にお持ちいただきたいと思ひますので、私のこの問題についての質問は終わります。

○有島委員 関連して、ただいまの武部委員の質問に関連いたしまして、私も二、三質問をしたいと思ひます。

ただいまお話しがありましたように、正式に届け出があれば応ずるというように、これは確かに形式上はそうであると思ひますけれども、実質的な取り調べということは、すでにそれ以前に始まつてゐるわけであると思ふのです。これは早々にお始めになるかどうか、そのことについてお聞かせ願ひたい。

○山田政府委員 鉄鋼業界につきましては、従来から独禁法上の問題があるわけでありまして、調査をいたしております。したがって、それをさらに十分に調査をいたしてまいりたい、かように考えております。

○有島委員 これは実質的に競争制限になるといふことは明らかでございませう。いままでよりも競争の制限は、実質的には強化されてしまつたといふことは明らかでございませう。それで、山田委員長が就任になりましたときのおこに、大メーカーによる管理価格は、景気の引き締めや不況の際も下がらないため、世界的に問題になっており、この面から独禁法の価値が再認識されてきた、今後この管理価格を最大の問題として取り組んでいく方針である、産業界、消費者も独禁法が経済生活の一つの核であるといふことを理解してもらいたい、そういうふうになつております。

それで、この前のビール会社の話、いま出ましたけれども、製紙会社の王子、本州、十條でございませうか、これもお調べになつてゐる最中というお話でございませうけれども、そうした調べの中間的な報告といふものを御発表になつてはどうか。

これは公取が一言言いますと影響力が大きいから、慎重の上に慎重を重ねてなされるということもあると思ひますけれども、いままで調べた中間的なものもこうである、そういうことを、いたずらに疑心暗鬼になる中の一つの方向づけとして御発表になつてはどうか、こう思ふわけでありませうか。

○山田政府委員 ただいま御指摘のございました私の就任当初に発表いたしました考え、今日でも少しも変わっておりません。

それから、両社が合併すると、当然に競争も実質的制限になるではないかというお話がございませうが、これはやはり同業者との競争関係その他を総合的に判断いたしますと、ただ機械的に、合併すれば競争の制限になる、かように言えないかと存じます。その辺は十分検討をいたし、判断をいたしたいと思ひます。

それから、中間で何か発表したらどうかというお話でございましたが、たとえが悪いかもしれませうけれども、私どもの役所は一種の裁判所に類するような機能をいたしております。したがつて、原告側、被告側、関係の方面の陳述を十分聴取いたしました上でございませうればある程度の判断はできるかと思ひますけれども、裁判官の側から途中で、これは原告のほうに有利とか、被告のほうに有利とかいふことを軽々に申すわけにはまいらぬかと思ひます。たとえは悪いかもしれませうけれども、さうな考えでございませう。関係方面の意見も聞き、また取引の実情、競争関係等を十分調査いたしました上で、ある結論に到達することはあり得ると思ひますけれども、いまにわかに中間でもって御報告申し上げるかどうかといふことは、ちよつと申し上げかねるかと思ひます。

○有島委員 と申しますのは、事がどんどん進んだ上でもって合併の申請がいった、これは引き下げるわけにはいかないというふうな状態でもってそちらの正式な審議が始まつたということになりますと、この段階に來てしまえば、業者側にとつてもあるいは国民経済の上から見て、かえつて合併したほうが得であるという、そういう情勢を形成しつつ進んでゐるに違ひない、これはだれでも判断すると思ふのです。それでは公取の意味がなくなつてしまふのではないかと。現在の段階でもって、できるだけ諸要素を勘案した上で、あらかじめ業界にとつてはこれこれの影響がある、もう一面は、国民経済の上からはこれこれの影響がある、そういうふうな客観情勢と申しますか、これだけの影響はあるのだといふことは発表できる問題ではないかと思ふのでございませう。それが一つ。

もう一つは、こうした大きな企業形態、これはもう国力というふうなものにもつながつてくるような大きな問題でございませう。これについての調査、判定については公取だけの内部の判断でやっていくのか、あるいは審議会のようなもので、あるスタッフを使つて一つの判断をやつていくようなこともあるのか、その点も伺ひたいと思ひます。

○山田政府委員 前段のお尋ねの、当事者からしても事前に相談がございまして、私どもも十分と判断する資料がございまして判断がつかまつたときには、なるべく早目に指導したいと思ひます。

それから、何か審議会をつくつてということばでございまして、これは必要に応じて公聴会を開くことがあり得るわけでございます。たとえば以前の三菱三重工の合併の場合には公聴会を開きました。かようなルートを通じて各方面の御意見を伺つてまいりたい、かように考えております。

○有島委員 最後に一つ、いづれにせよこうした問題が進んでいくことは、独占禁止法の適用範囲がだんだん狭まる方向にいつてゐることは言えると思ふのです。それで、これはちよつと言ひにくい話でございませうけれども、小さい企業体にはわりあいと楽な判断ができるけれども、大きい企業体になりますと、それはさきさきもろもろの

判断とおっしゃいましたが、そのものもろの中  
に、やはり多少国民経済ということの判断の要素  
も、入るからないか、それすれのような一つの  
業界の圧力といえますか、そういったものも国民  
の側としては心配しているわけではございません。  
それで願わくは、ほんとうに大きく国民経済の先  
先までを見通した判断を公正にやっていたくださ  
い、そう願うわけではございません。

以上をもつて関連質問を終ります。

○山田政府委員 ただいまの前段のお話の、独禁  
法の範囲が狭まっていくとは私も考えておりま  
せん、かような場合に独禁法が適正な判断を行  
なうという意味において、独禁法の存在意義が十  
分あるように考えております。

なお、後段御指摘の点につきましては、私も  
は、厳正中立な立場で大局から判断をいたすも  
りであり、これを申し上げておきたいと思いま  
す。

○八百板委員長 関連質問の申し出がありますの  
で、これを許します。和田耕作君。

○和田委員 公取委員長に御質問いたします。

いまの八幡、富士の合併の問題なんですけれど  
も、八幡の稲山社長は有名なミスターカルテルと  
いわれている人で、公正取引委員会の独禁法に対  
してかなり根本的な批判を持っているのです。こ  
の方が今度富士と合併するというので、先ほど武  
部委員が言ったように、世論に聞きたいというよ  
うな発言をなさっているわけですね。これは公取  
委員長がおっしゃったように、形だけの形式的な  
議論だけでは片づかない段階に来ているのではな  
いかと私は思うのです。したがって、この問題を  
公取委員長として処理なさる場合の基準を、どこ  
に置かれておられるのかということについて御質問し  
たいと思うのです。

先ほど公正な競争条件を阻害するというのが一  
つの基準になるとおっしゃったのですが、たとえ  
ばもっと具体的に今度の合併の場合に、八幡、富  
士が合併すれば大体三五%ぐらいのシェアになる  
と思えますけれども、この三五%というものが、

その点から見れば公正な取引、自由競争を阻害す  
るものだという判断が成り立つかどうか、これは  
八幡、富士を離れまして、三五%というシェアを  
どういうように判断なさるかということですね。

○山田政府委員 これは、イギリスの独禁法では  
三〇%というものを目安にいたしまして、三〇%  
をこえます場合には特別の裁判所に付託いたすとい  
うことになっております。日本では何十%とい  
う規定はないわけではございまして、一応私も  
いたしましては、三〇%をこえます場合には警戒  
ラインというふうな意味で十分検討をしたい、こ  
ういうふうな考えでおられるわけではございませ  
ぬ。数字だけで直ちに機械的にこれが競争の實質  
的制限になるかどうか、シェアだけでは判断で  
きないように思いますので、諸般の情勢、同業者  
との競争の力関係、また需要者との関係、代替品  
との関係、また輸入の状況がどうなっておるか、  
そういうような点を総合いたしまして、先ほど申  
し上げましたような競争の實質的制限になるかど  
うか、かような判断をいたしてまいりたい、かよ  
うに考えております。

○和田委員 まあイギリスの場合は、たとえばあ  
の独禁法を制定した戦後の労働党政府、この場合  
は重要産業を国有化するという重要な一つの制約  
があるわけですから、したがって、三〇%という  
シェアが目安になるというのとはわかつて思われ  
ます。日本にはそういうものはないですね。重要産  
業を国有化するという、そういう考えは、少なく  
とも政府のほうにはない。そういう場合に、つま  
り三〇%という意味は、もう一つの基準としては  
その物資がいわゆる重要物資といえますか、重要  
産業、基礎産業、こういうふうな産業のものであ  
るか、あるいは一般の大衆の直接の消費財である  
か、こういうことも一つの目安になると思いま  
すけれども、この点はどのようにお考えになり  
ますか。

○山田政府委員 基礎産業でございます場合と、  
それからもうほんの消費財でございます場合と  
は、程度の差があるように思います。今回の件に  
つきましては、基礎産業でございますから、特に  
慎重に、厳正に判断をいたしたい、かように考え  
ております。

○和田委員 つまり基礎産業であるから特に慎重  
に、厳正に判断をいたしたい、かように考え  
ております。

○山田政府委員 慎重に、厳正に判断をいたした  
いと思っております。

○和田委員 そのいまの意味はいいですが、つま  
り一般の消費物資よりはもっときびしく取り締  
まっていくという意味ですか、あるいはその他の  
条件を考えると意味なのか、それはどうなん  
ですか。

○山田政府委員 消費財にもいろいろございま  
すけれども、もしも消費財が、消費者がただ使っ  
てしまっただけでございましてほかの商品に何ら影  
響も及ぼさないような場合と、鉄鋼のごとき基本  
材となり、あるいは建設材となり、あるいは生産  
材となつて非常に多くの産業に影響を及ぼしま  
す場合とは、判断の程度は異なるかと、かように考  
えております。

○和田委員 きょうは別の問題ですから他の機会  
に譲りたいと思ひますけれども、私は、これは非  
常に重要な問題を含んでおると思ふ。先ほど申し  
上げた独禁法という問題の運用についてもそうで  
すけれども、現在の日本の価格政策を考へる場合  
にも重要な一つの関連を持っておる。と申しま  
すのは、つまり現に寡占が成立しているわけだ  
とあるいは寡占価格も成立している。これを自由な  
競争によつてチェックできる方法がないというの  
が現状じゃないか。公取委員長は、重要産業にな  
ればなるほどやると言うのだけれども、実際その  
方法がないということですね。しかも重要物資と  
いうものは、たとえば労働賃金の話でもこれは国  
有化するという考え方が一つある。ということ  
は、産業がずっと集中していく必然性があるわけ  
ですね。またある程度の正しい集中であれば、国民  
生活に活があるいは産業にも効果があるという考  
えがあるから、集中そのものをチェックしないで、集中し

たものを国有化していくという考え方がある。  
そういう点で消費物資とは違つたやり方が必要  
なわけですね。

私は、ここで重要産業の国有化というものが正  
しいものとも思っていないし、それが能率的なも  
のだとも思わない。しかし、重要産業である場  
合、国際競争力からいっても、産業の原材料の重  
要なものといつてもある一つの合理的な、集中的  
な生産が行なわれなければならない、それが自然  
の一つの傾向だということ、これはいふまでもな  
い。とすれば、そういう傾向そのものをチェック  
して無理に自由な価格競争というものを存続す  
るということにしたほうがいいのか、あるいは集中  
させたものを合理的な行政のチェックの対象にし  
て正しい価格協定をつくらせたほうがいいのか、  
こういう問題に直面しておると思ふ、実際問題と  
して、いろいろなさういふ理由もあると思ふけれ  
ども、そういうことだけに、当然公取委員長もそ  
ういふ問題をお考えになっておると思ひますけれ  
ども、そういう問題を含めてこの問題に対して回  
答を出していただきたと私は思ふ。つまり、基  
準として、先ほどの競争の問題が一つ、重要物  
資あるいは他の基礎産業とかあるいは一般の消費  
産業とかそういう問題、そのほかいろいろあれ  
があると思ひますけれども、特にそういう問題を  
考へていただきたい。

要するに、自由な競争条件をつくるという名の  
もとで、できもしないことを、あるいはいうわけ  
だに、このことに終わることに集中しておるという  
のではなくて、できないものはできるような他の方  
法でもってチェックしていく、一般の国民の生活関  
係のある消費物資については、適正にきびしく競  
争条件ができるように処置していく、そういう考  
え方をする段階に来るのではないかと、こういう  
ことを申し上げたいと思ふのです。どうも……

○武部委員 それでは、引き続き基本法の精神  
にのっとり関係法をどう改正するかという点に  
ついて各省の御意見を承りたいのであります。が、  
まず最初に、不当景品類及び不当表示防止法につ

いて公取の見解を承りたいのであります。

この条文の第二条に、定義として、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいふ。」という条文が第二条の定義の中にあります。そこで、私がお尋ねをいたしたいのは、「附随して」とありますが、この場合に、購入を全く条件としないものがこの中に入つておるのか入っていないのか、これをひとつ……。

○山田政府委員 購入に「附随して」ということばが使つてございしますが、これは条件とするよりはかなり広いものと私どもは理解をいたしております。最近、御承知のように、かなり附随の線にすれすれな、脱法ではないかと思はれるような景品類を散見いたしておりますので、その点をさらに明確にいたしたいと考えてまして、検討をいたしております段階でございします。

○武部委員 いま聞きますと、この「附随して」という解釈は非常に微妙なようでございしますね。したがつて、条件よりも広いものと理解をしておる、すれすれのものがあるとお伺いいたしたいので、私はこれからひとつお伺いをいたしたいのであります、クイズですね。近ごろの夕刊はほとんど何分の一かは広告ですが、その中にさつきからどうしても見つからぬのですが、明星ラーメンではカラーテレビ五百台、ここにあるペプシは懸賞五百万円ですね。それからくじで自動車当たる。それからルームクーラーとか、これを見て、これは三十万円、これは自動車、こういったものは一体いまあなたがおっしゃった第二条第一項の「附随して」とある——これは購入を条件としてないものですね。別に明星ラーメンを買つたりペプシを買つたりしなくたって、はがきを出せばいいのですから、そういうものはいまおっしゃった第二条第一項の「附随して」というこの中に該当いたしませんか。

○山田政府委員 ただいま御指摘になりましたのは、まだその広告を全文拝見しておりませんから

よくわかりませんが、ただいま伺いましただけでは付随にならないのではないかと考えますが、なかなか微妙なケースがございまして、クイズの一間についてわからなかった場合には当該商品の中に印刷してあるマークを一つ張りますとそれで正解があるとか、さようなかなり購入をいたしたほうの辺の問題の規制について検討をいたしております段階でございします。

○武部委員 おっしゃる通りに、これは非常にすれすれをやつてゐるのですね。これを読んでみますと、たとえばペプシの五百万円のクイズですが、応募用紙というものが非常に微妙なんです。この応募用紙はこのマークのお店でどうぞと書いてあるのですよ。このお店でどうぞということば、ペプシを買わなくつたつていいということなんです。ペプシを買えば応募用紙をやるぞとは書いていない。ところが、この応募用紙はこのマークのお店でどうぞということば、そこへ行かなければこの紙をもらえないわけでしょう。この紙だけくじというところにならぬでしよう。そうすると必然的に買う。これはまことにすれすれな、あとのほうにございします不当な顧客誘引の全く逸脱行為だと思ふのです。ですから、こういう点を考える、あなたのほうのおつくりになつておる防止法のこれではやはり取り締まれぬ。もう消費者というものはこれにだまされて、新聞社の方にはえらい悪いけれども、たいへんな広告なんです。とにかく明星ラーメン何とかといつてよく出ますけれども、五百台テレビが当たるといふことになれば、やはり応募してみようかということになる。そうすれば明星ラーメンということの頭の中に浮かべる。それをねらつてゐるのですから、これはいまのこの法律ではもう取り締まれぬと思ふ。したがつて、不当な顧客誘引ということを取り締まるために、消費者保護の立場から法律を改正する意思が当然ありだと思ふが、その点について公取委員長の見解を承りたい。

○山田政府委員 このごろの若い消費者はなかなかドライなものでございしますから、当該商品を買いませんで用紙だけをくれというケースがずいぶんあるようにも私は聞いておるのでございします。が、そのようなすれすれのところは決して好ましいことではございしません。十分検討いたしてまいりたい、かように考えております。

○武部委員 そうすると、大体好ましくないとおっしゃつてゐるから、そうして現実にはこういうものはたくさん出ておるわけですから、この点については公正取引委員会としては、私がさっきから何べんも言うように不当な顧客誘引だと思はれるような、そういう点が取り締まれるようにひとつぜひ前向きで御検討いただきたい、このことを申し上げておきたいと思ひます。

きょうは時間の関係で、ほかの方もいらつしやるようでありまして、私は次に、厚生省に最初お伺いをいたしたいと思ひます。

残留農薬の点やあるいは抗生物質その他の点に、添加物の中にいろいろ問題がたくさん出ておる。きょうの新聞にも写真で出ておりますね。奥さん方がいろいろゴボウや何か並べてやつておられましたね。ああいう問題が毎日のように出しておるのです。したがつて、先般も委員会で申し上げましたが、四十一年八月四日の「国民生活審議会意見第五号」の中の「食品添加物」の中に、はっきりと国民生活審議会では問題を提起して、同時に要望事項を出しておられる。それを先般も申し上げましたけれども、現在のWHOの報告あるいは諸外国の試験研究の結果で、使用不可とされていながらわが国では指定の取り消しが行なわれていない、わが国でも禁止する方針を堅持してその推進をはかるといふ国民生活審議会の答申が出ておるわけです。

先日お聞きいたしますと、WHOで十五の農薬が禁止をされておるにもかかわらず、先般の厚生省のあの発表によりますと、五農薬、四食品、こういうことが出ております。WHOでは十五の農薬が禁止された、こういう答弁がございました

が、この国民生活審議会の答申の線に沿つて、農薬その他有害食品、外国で禁止されたそういうものをこれから逐次厚生省としては禁止をしていく、そういう方向で現在取り組んでおられるように理解してよろしいかどうか、その点お伺いします。

○小高説明員 農薬の話でございしますが、これはWHOとFAOの合同委員会が一日摂取許容量というものを設定したものが十五あるということございまして、残留農薬許容量を今後設定いたしてまいりますときには、このWHOの摂取許容量というものを基本として考えていきたいと思ひます。したがつて、これらの報告されております農薬につきましては、そういったいわゆる食品における残留許容量というものを逐次設定いたしていくつもりであります。

それから、その他の添加物等につきましても、このような国際機関における勧告あるいは報告というものはその意見を尊重いたしまして、その趣旨でもって今後整理をしていく。そのような報告をもとにいたしまして、現在そういう作業を従来から続けておりますし、今後も続けていくつもりでおります。

○武部委員 その点は一応お聞きしておくことにいたします。

そこで先を急ぎますが、ちよつと話はこまかいようですが、食品衛生法の第五条に、疾病にかつた獣畜の肉類の販売の禁止というのがございしますね。そしてこの疾病にかつた獣畜というのは、「省令を以て定める疾病にかかり」ということになつておるわけです。これではどうも、いまの日本の現状の中でいささか問題点があるように思ふのです。そこでこれをはっきりと、屠殺以外の方法によつて死亡した獣畜、こういうふうにするというふうな意思はございせんか、厚生省のほうで。

○神林説明員 ただいまの点は、実は、畜場法のほうに関連がございまして、現在と畜場法のほうが一応病気の指定をしておるわけでございします。

そして、それとこれと合わせてございまして、なお将来両方合わせたものにつきましていろいろ、疾病もどういふ疾病がいいとか——いいというのはございませぬが、悪いほうの疾病について検討はしてみたいというふうに考えております。

#### ○武部委員 わかりました。

それでは次の第十四条、製品検査、これにもやはり問題点があるのです、いろいろ調べてみますと。したがって、私もこれを調べた結果によると、検査を行なうべき食品、添加物、器具及び容器包装等は、検査を条件として販売を許可されておるわけですね。にもかかわらず、全国の達成率はわずか二四％、こういう数字を聞くわけですね。したがって、私も主張したいのは、検査のないものは販売しないうえ、こういうふうにはっきりと明文化したほうが、消費者保護の立場からいうと妥当ではないか。検査のないものの販売を許さぬ、こういうふうにはっきりすれば、いまの二四％というふうなことはならぬように思うのですが、厚生省の見解を承りたい。

#### ○野津説明員 現在の十四条にございます製品検査の対象になっておりますのは、主として添加物になっておるわけでございます。厚生大臣及び都道府県知事が製品検査を行なうという形になっておるわけでございますが、これは一般食品につきまして製品検査を行ないますという事になりますと、一般食品の性格上非常にむずかしい問題が出てくるのではないかと。ですから、比較的安定しております食品添加物、いわゆる化学物質につきましては製品検査を行ないまして、その検査を行ないました結果によりまして表示をし、そうしてその表示がないもの、すなわち製品検査を受けていないものは販売することができない、こういうふうな規定になっておるわけでございますので、今後いわゆる変質等のおそれがないようなもの、主として食品添加物あるいは容器包装になるかと思ひますけれども、その分については、製品検査の対象を拡大していくような方向で検討いたしました、こういうふうに考えておるわけでございます。

#### ○武部委員 この間お聞きいたしました第二十五条、食品衛生調査会、この中に委員及び臨時委員は食品、添加物、器具または容器包装に関する事業に従事する者、こういうことになっておりますね。これは業者ですね。これは消費者ということでは考えないのですか。

○野津説明員 現在、食品衛生調査会のおもな業務といたしましては、厚生大臣の諮問に応じまして、食中毒の防止あるいは食品添加物公定書の作成その他重要事項の調査審議を行なうということになっております。その委員の構成は、御指摘ございまして、関係行政庁の官吏、吏員、あるいは食品、添加物、容器包装などの事業に従事する者、そのほか学識経験者ということになっておるわけでございます。それで、実態といたしましては、消費者の代表の方を学識経験者という形で現在は参加していただきまして、食品衛生調査会の任務を十分遂行していただくような態勢をとっておるわけでございます。

#### ○武部委員 現実問題として入れているとおっしゃるわけですね。ところが、いろいろ条文を見たりしておりますが、食品関係業界人ということのほうが目主であつて、消費者というものは主ではない、従であるというふうな形になる傾向が非常に私は強いと思うのです。したがって、何回も申し上げる必要はありますが、いまたいへん大きな問題になっておるわけでありまして、消費者代表が一名でも多くこういうところに正式に参加できるように、ただ単に学識経験者ということではなしに、消費者というものが正式に参加できるようにひとつ考慮を願ひたい、こういうふうに思ひます。

それから、この食品衛生調査会というのは、不衛生な食品、そういうものについての調査が主であつて、不良食品というものについては、あまりやつたあれがございませぬ。したがって、食品衛生調査会というものの性格、その中に現在出回つておる、いろいろ問題を起こしておる不良食品、そういうものについて、具体的にこの調査会が調査をするように性格を変えていこうという意思はないでしょうか。

○野津説明員 初め御指摘ございました消費者代表を正式に食品衛生調査会の委員として入れるということにつきましては、前向きな形で検討していきたいと思つております。

それから、あとで御指摘ございました不良食品の調査の問題でございますが、不良食品の調査と申しましても、不良食品そのものに対する定義の問題が残つてくるかと思ひます。そこで、現在私ども考えておりますいわゆる不良食品と申しますのは、将来の食品衛生法の再検討の時期に詰めていきたいと思つておる問題でございますけれども、いわゆる定められた製品規格に反しておるもの、あるいは定められた表示をしていないもの、あるいはふたつを一応不良食品というふうな考へていきたいと思つております。したがって、それらの製品規格に合わないもの、あるいは表示に違反しておるものというふうなものが、食品衛生調査会の立場で、非常に食品衛生の問題としまして重要なものであるということでございます。もししたら、これは積極的に厚生大臣から諮問をいたしましたとして、そうして調査をしていただくということになってくるかと考えておるわけでございます。

#### ○武部委員 その点はわかりましたから、これで終わります。

もとへ戻りまして食品衛生法の第一条ですね。「この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。」という法律ですね、この食品衛生法は、これを見ると、一般消費者という概念は薄れておるのです。したがって、この第一条の目的の中に、一般消費者の利益を保障するというような精神を入れたことが必要ではないか、そういう論議がありますが、どうでしょうか。これは砂田委員のほうからもあつたように思ひますが、重ねて申しわけありませんが、ちょっと御意見を

承りたいと思ひます。

○野津説明員 御指摘ございました現在の食品衛生法の場合には、その目的といたしまして、飲食物に起因する衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上に寄与するということになっておるわけでございますが、今回御提案になられました消費者保護基本法の精神の中にございます生命、身体あるいは財産に及ぼす危害の防止、あるいは計量の適正化、あるいは規格の適正化、あるいは表示の適正化というふうなこの四つの柱によりまして、いろいろ私どもも検討いたしておるわけでございますが、現在の厚生省設置法の関係から見ました場合に、厚生省は、国民の保健ということが一つの業務となつておるわけでございます。それからまた、一般的に消費者と申しましても、厚生省の立場から考えます場合は国民すべてが消費者でございます。こういうふうな考へ方を持っておるわけでございます。したがって、私がいま申し上げたのは、この食品が国民生活に及ぼす影響は非常に大きな問題がございまして、国民の生活に及ぼす影響が安全であり、あるいは衛生的であるということを一つの目的として持っていきたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

#### ○武部委員 どうもあまりいい答弁じゃないので気に入らなせんけれども、これはしかたがないです。……

厚生省に最後に一つだけ伺ひたい。先日の当委員会では、私は輸入食品の監視の問題についていろいろ伺ひました。その際、現在横浜その他十の港で監視員が十九名おるといふお話がございました。扱う件数は十二万件、しかし、現実にはこれは許可でなくして届け出だから、そういう点で検査をしておるのだという話でございましたが、実際にこの内容を見ますと、かりに検査をしたパーセンテージが横浜をとつてみても二％でしかなく、二％検査をして、九百十七件中五分の一は有害食品だった例があります。輸入食品では九百十七件中二百二十三件

が有害食品だったと出ておるのです。そうなる  
と、十二万件のものが一年間に日本の十の港  
で入ってくるのに、そのうちわずかに七千件程度  
しか調べられないというようなことでは問題にな  
らぬと思うのです。したがって、定員状況をいろ  
いろ聞いてみると、まことにお粗末で、砂田委員  
の説明によれば、四十三年度で、羽田でたった一  
人増員が認められたというようなことでありま  
す。したがって、きょうちよっとお伺いをいたし  
たいのは、この十九人というものは、三十九年か  
ら四十三年と、この五年間に一体何人くらいふえ  
てこうなったのか、それから要求される人員は一  
体どのくらいなのか、どのくらいあれば大体この  
港で輸入食品の監視ができるというふうに厚生省  
はお考えになっておるのか、その点をお伺いし  
たい。

○野津説明員 食品衛生の駐在官の増員の状況でございしますが、昭和三十九年度には二名を要求いたしまして、一名増員になっております。昭和四

十年度には、これは事務官からの定員振りかえが一名ございまして、実質的に一名増員になっておるわけでございます。これは、要求はいたしておりません。それから四十一年度には八名要求いたしました。まして、三名増員になっております。昭和四十二年度では四名増員要求いたしました、増員はゼロでございます。昭和四十三年度には九名要求いたしました、増員が一名、合計いたしますと、過去五年間に二十三名要求いたしました、五名の増員と、一名の定員の振りかえという形になっておるわけでございます。そうしまして、現在特に収去検査をいたしております対象は、いろいろ問題があるというものに重点的にやっておりますわけでございます。したがって、非常に違反率というものが高い結果が出ておるわけではございません。しかし、現在の状況をさらに伸ばしていきまされたためには、国内のいろいろ収去検査の結果などから見た場合に、少なくとも輸入されてまいります食品の三〇％は検査をすべきではないか、私どももこういうふうに考えているわけでございます。

したが、いまして、三〇%までこの検査をいたすということを条件として、さらに将来輸入される食品というものはふえてくるかと思ひますけれども、一応ふえないというふうな考え方で計算いたしますし、また現在食品衛生監視員が駐在という形でございまして、事務所の形態をとつておりませんし、また検査設備なども十分ないわけでありますが、そういうふうな事務所の形態をとり、さらに検査設備なども充実させるというふうなことを条件に入れまして検討いたしてみますと、現在のままではなくて、それだけの周囲の状況が整備されたということを考へてみましたら、少なくとも百名の食品衛生監視に従事する職員が要するということが試算されているわけでございます。

○**武部委員** そうすると、現在の輸入食品の監視の状況は現実から見ると六〇％程度しか行なわれていない、少なくとも三〇％にしたい、そのためには百名程度の監視員が要るんだ、こういうことでございますね。

それから、これも先般の答弁ではつきりいしたましたが、各地の保健所に配置されている食品衛生監視員数は五千九十八人という発表がございました。これはほかの仕事もするわけですが、専任は何人くらいおるのですか。

○野津説明員 先ほど申し上げました数字は国の食品衛生監視員を含めての数字でございますが、現在都道府県に属しております食品衛生監視員の数は五千五十八名でございます。したがって、この五千五十八名のうち、専任の食品衛生監視員は八百四十七名でございます。残りの四千二百十一名が兼任という状態をとっておるわけでございます。

○武部委員　国民生活審議会の答申でも、このことと触れておりますね。そうしてこの間の答弁によりまして、現在全部合わせて二百三、四十万カ所がこの食品を取り扱っておる個所である、こういうことであります。現実にはいまの八百四十七名その他の兼任の人等もやっておる食品の監視、指導、そういうものが、政令で定められた回数

二割しかやっていない、こういうことが明らかに  
なっておるわけですね。したがって、不良食品や  
いろいろな問題がたくさん出ておる原因が、ここ  
にあるように思います。したがって、厚生省とし  
ては、専任の八百四十七名という監視員は、一  
体のくらゐれば政令で定められた基準回数とい  
うものを守っていくことができるのだというふう  
にお考えでしょうか。

○野津説明員 現在、地方交付税で算定されてお  
りまして、百七十万人の標準団体に、食品衛生監  
視員だけでございますと三十七名という形になっ  
ております。それを全国にいわゆる人口割りに伸  
ばしてみますと、食品衛生監視員は全国で二千三  
百三十一名という計算が出てくるわけでございま  
す。しかしながら、先ほど申し上げましたように  
専任者は八百四十七名、こういう形になっている  
と思うのでございますが、将来の問題といたしま  
して、いわゆる検査施設の強化、あるいは検査を  
指定します検査機関に委託することができると

か、あるいは保健所の整備、それから業界側とい  
たしましての食品衛生管理者の制度をふやしてま  
いりますとか、あるいは食品衛生指導員の制度を  
強化してまいりますとかいうふうないろいろな監  
視体制の整備、あるいは業界の自主規制の整備と  
いうふうなものを考えてみまして、その上に立脚と  
ちました場合には、現在専任といたしまして交付  
税の対象の計算になっておりますこの二千三百三  
十名というものから計算いたしますと、約四千名  
ないし五千名の専任の食品衛生監視員が必要では  
ないか、こういうふうに考えておるわけでござい  
ます。

○武部委員　それでは次に農林省、JASの關係についても、いろいろ先般來話がございました、農林省からいろいろの答弁がございましたが、私さうは二つ、三つだけにとめておきます。

農林物資規格法の目的の中に、取引の公正、使用、消費の合理化がうたわれておりますね。しかし、このJASのあれには、消費者の保護と利益ということはうたわれていないわけですね。した

が、この目的を改正する意思が、ありでし  
うか。

○森実説明員　先生御指摘のように、現在の農林物資規格法では、品質の改善、生産の合理化と並んで、消費の合理化という問題がうたわれております。しかし、いわば一つの予定調和的な考え方でつくられた法制であることはいなめないと思います。私ども、現在JAS制度全般の検討を準備します。

中ですが、明らかにJASマークが消費者の商品購入のガイドンスのような役割りを果たすというふうな点に着目して、いまの御指摘のような点を十分考慮して制度の改正を検討したいと思っています。

○武部委員 次に、JASの調査会、この中はお聞きいたしますと農産林産部会、加工食品部会、水産部会ですか、三つの部会に分かれておりますか。

○森実説明員　現在部会は四つに分かれておりまして、農産部会、林産部会、水産部会と加工食品部会でございます。

○武部委員 農産部会、林産部会、水産部会、加工食品部会、この四つですね。それで、この中に消費者の代表は入っていますか。

○森実説明員 一番消費者に關係が深く、かつ業務のウエイトも高い加工食品部会に、現在消費者団体の代表として三名の方に参加をしていただいております。

○武部委員　四つのうち、加工食品部会の中にだけ入っておるわけですね。それで、私どもが主張したいのは、この農産、林産、水産各部会に消費者の代表を加える必要があるのではないかと思うのですが、そのことについてはどうでしょう。

○森実説明員 私ども考えますに、林産部会は、これはいわば建材とかいうような資本財の比重が高いいわけてございまして少し問題があるかと思いますが、農産部会、水産部会については、直接消費者に購入されます商品の比重がかなり高いので検討したいと思えます。ただ、私どもいたしましては、ことしからこれ以外に総合部会のような



部会を設けまして、全体的に規格とか表示の問題をレビューしたいと思っております。そこにむしろ消費者団体の代表の方、その他消費者の意見を反映する方の参加を確保したい、かように思っております。

#### ○武部委員 総合部会ですね。

農林省にも一つ。中央卸売市場法について、この第一条の開設者は都市のみに限定されております。都道府県や市町村の連合体では中央卸売市場というのはいけません。それで人口十五万以上ということになっております。したがって、十四万あってもこれはだめなんです。そういう点から、この第一条の条文を変えて、都道府県または市町村の連合体というようにして、一つの市では確かに十三万とか十二万でできないが、ごく近接に都市があった、それと隣合った、そうした場合に、連合体という形で中央卸売市場というものを設ける意思是農林省にはないのか。

○森実説明員 ただいまの武部委員の御質問の点は、いろいろ問題の御指摘があるわけでございますが、まず第一に、現行の中央卸売市場法がどうなっているかという問題でございます。これは確かに、人口十五万以上の都市及びその隣接区域に開設することになっておりますが、開設者は当該十五万以上の都市だけではなくて、地方公共団体一般、つまり都道府県、また場合によっては一部事務組合等も開設権を認められておるということでまゝになっております。

ただ、問題は、むしろ人口十五万以下の都市の卸売市場の整備をどうするかという問題であるかと思ひます。かような意味で、先般の当物価対策特別委員会の御決議もあり、また昨年、私どもも審議会を開きまして答申を受けております。この方向に沿ひまして、本年度から公設の大規模の市場については、地方市場であっても中央市場に準ずる補助を行なうということで予算を計上しております。また、これ以外に民営の市場の問題につきましましては、現在国会で法案を審議中でござ

います。長期低利融資を行なうということで融資制度の創設をはかったわけでございます。中央卸売市場の制度の問題につきましては、地方市場の制度の問題とあわせて、この夏以降、多少時間がかかると思ひますが、総合的な検討に着手する予定でおります。この過程で、先生いま御指摘の広域な流通圏を持った市場について、自治体相互の連携を制度化する問題並びにこれに対応した財政負担区分の原則を確立する問題は、最も主要な課題の一つとして検討したいというところで、すでに非公式に中央卸売市場審議会にも御提案を申し上げておるところでございます。

#### ○武部委員 はい、わかりました。

次に、経済企画庁のほうに。この消費者基本法の制定に伴って、従来から当委員会ではいろいろ商品テストといった問題についてたくさん事例をあげての発言もあつたりして、この消費者基本法ができれば、テストを中心としたところのセンターというふうなものををつくりたいという意向が非公式にも流れておるようでありました。先般の通産省の発表によりますと、四十三年度に新規で三十三万円の商品テスト網整備の予算が通つたというふうなことでございまして、まあ三千三百万円程度の程度でございまして、東京の工業品検査所には商品テスト室を設けるといふことになっております。これをみますと、大体通産省のやるのは工業品の検査がおもだというふうに理解ができるわけですね。経済企画庁のほうは、私どもがかねがね指摘している神戸の生活科学センターのような商品テスト、そういうふうなものを、おそろくお考えであらうし、われわれもそうしたものが全国的につくられることを希望しておるわけですね。したがって、各省ばらばらで、通産省は工業品の検査所をつくる、いや農林省は農林物資だとかそういうことをやっておつたのでは、これこそ各省ばらばらなテスト網になる、機関になるというふうな危惧を非常に私は持っておるわけですね。で、先日あれを見ますと、五つの地区がまだ

きまつていないようにもとれるわけですね。あがつておる都市はここに八つありますけれども、そのうち五つの地区に設けるのだということをしておりませんが、そういう点を考えると、むしろ経済企画庁なりがこの基本法の制定を待つて音頭をとって、見本的なものを来年度なら来年度に東京、大阪あるいは神戸とか北九州とかいうところにつくって、そして総合的なテストセンターというものをつくる。そういうことのほうが必要じゃないかと思うのですが、どういう構想をお持ちでございましょうか。

○八塚政府委員 ただいま武部先生のお話になりましたように、通産省では本年度からそういう構想ですでに予算を要求し、お認めいただいた段階でございまして、その仕事の必要と申し来ます手すべきであつたという点から言ひまして、おしる消費者行政としては、そのこと自体は非常な一つの進歩だろつたというふうに考えておるわけでございます。お話があらましたように、私どものほうでは、かねがね先生方の御指導と申しますか、お話をございまして、現に実物のいわばパイロット的な施設も兵庫県等ではできておるわけでございますから、そういう点についての検討を従来ともある程度進めてまいつておりましたが、もちろん今回の消費者保護基本法の制定を契機に、より具体的にその点についての構想をまとめなければならぬというふうに考えております。

ただ、しからばそういうものをまとめていく過程で、すでにことし具体的に出発する通産省の施策がじゃまになるかという点については、私ども必ずしもそういうふうには考えていないので、いずれそういうセンター的なものを考えます場合も、やはり関係各省のそれぞれの機能、あるいは力と申しますか、そういうものをうまく利用すると言つと、関係各省何と言ひますかあれですが、利用し、調整しながらやつていかないと、きわめて多岐にわたる消費者行政は、一つのところだけで全部を引き受けるということとはなかなかできない

ので、かえつてそういう総合的な調整をやつていくほうがうまくいくのではないかと。そういうことで、必ずしも今年出発いたします通産省の構想というものはマイナスではなくて、むしろそういう形で将来総合的に進められていく中の一環として、十分考え得るのではないかと。現在の段階では、別に通産省と具体的にどうしようというふうなことで打ち合わせするほど、私どもの構想もまだ熟しておりませんけれども、消費者行政ということについては、関係各省とも非常に柔軟な姿勢を従来ともとつておられますので、今後十分そういう方向で考えるのではないかと。今後は十分思つております。

#### ○武部委員 それでは、時間の関係で最後に公正取引委員会に伺ひます。

ときどき、地方の非常な不公平で、公正取引委員会が上げ底だとか何とかというふうなことを摘発いたします。たとえば、パママの協定料金は独禁法違反だとかいうようなことをよく見ます。ああいうのは、公正取引委員会はどういう方法で取り上げておられるのでしょうか。たとえば投書によつてやるのか、あるいは皆さんのほうから何か地方駐在の方が出向いていてそういうものをおやりになるのか、その点をちょっと。○山田政府委員 ただいまの件は、大きく分けまして二つございまして、一つのほうは、ただいまお話しをございまして申告によるものでございまして、利害関係者とあるいは一般の消費者等から、投書または口頭で申告がございまして私どもが調査をいたします場合と、それから職権で探知をいたします場合とございまして、職権の中にも、たとえば、ただいま御指摘のございましたみやげ品等は、時に応じましてみやげ品の試買会というふうなこともいたしておりますから、その際に発見されるものもございまして。

○武部委員 四十三年度の公正取引委員会の人員増の要求と実現人員、これをちょっとお伺ひします。

○柿沼政府委員 四十三年度におきます定員の要求は七十三名でございます。それに対して増員数は八名でございます。

○武部委員 七十三名で増員は八名とおっしゃったけれども、これは凍結の定員が入っているんじゃないですか。そうすると現実には五名ですね。それで、実は前から当委員会でも、やれ牛乳審判がどうだ、松下審判がどうだ、ソーニーがどうだとか、二年かかって結論が出ぬじゃないかと、いろんな話が出ておるのです。公正取引委員会の機構が充実しないからこのような審判のおくれもあるんだとか、あるいは審判委員の皆さんの人員不足もこの中にありはしないかというようなことも、いろいろ問題になっておったところでもあります。七十三名の公取の要求に対して、わずかに実人員は五名しかふえていない、こういう現実。過去の例をずっととってみても、大体この程度しかふえておりませんね。八名とか十一名くらいのごときでございます。

○柿沼政府委員 ただいま地方事務所のございますのは、地方通産局のあるブロックに相当する分でございます。七カ所でございます。

○武部委員 わかりました。そこで、いま行管がお見えになっておりますが、私は三つの都道府県の地方行政監察局に参りまして、一日行政相談というような書類を見せていただきました。非常に膨大なものが、特に国民生活に重要な行政相談がたくさん出ておりました。その項目を拾ってみると、当然公取がタッチすべきものがたくさんあるように実は見受けました。ところが、公取の陣容というものは、さっきおっしゃる通りに通産局のある七カ所しかない。総体の人員も非常に少ない。各都道府県にはもちろん公取の地方事務所はないわけですね。いろいろ

と行政監察局のほうの御意見を聞くと、むしろ公正取引委員会の出先のような、またそれと類したような仕事を自分たちはしておるんだというような話もたくさん出ております。当然これは公正取引委員会に持って行って出せば、独禁法なりその他の問題にこれは抵触するんだがというようなことをおっしゃるけれども、現実には役所間のつながりというものは一つもないようですね。したがって、公正取引委員会の陣容というものは、七、十数名要求したってわずかに五名か六名しかふえないという現状でもって、公正取引委員会が独禁法の番人としての責任を果たすためには、地方の行政監察局との間に、いま私が申し上げたような行政相談、そういうものを通じて一つのつながりを持つ必要があるんじゃないかということ、私北海道にも行ってみましたし、いろいろ見てそういう点を考えたのですが、何か公正取引委員会の機構の問題について抜本的に考えのことはしないでしょうか。

○山田政府委員 地方の事務所、まことに仰せのとおり手薄でございますので、所在の各出先官庁との間の緊密な連絡を保つように、私しばしば繰り返して指示をいたしております。したがって、現状ではまだ十分ではございませんが、逐次その方向で進んでまいりたい、かように考えております。

○武部委員 これで終わりますが、特に公正取引委員会としては、審判の遅延は、もちろん審判技術の問題もあるでしょうが、これだけたくさんどの点も出てきて、審判の人員も足りないという点も確かにあると思うのです。したがって、公正取引委員会が摘発をするけれども、一向に結果が出ないじゃないか、こういう点から公取に対する信頼も薄らいでくるようにも思うのです。審判の状況を見ると、二年かかったってまだ出ないというようなことになってくるのですが、審判委員の増員ということについてはお考えになってはいないでしょうか。

○山田政府委員 将来情勢がそれを必要といたしまする場合には、増員をいたしたいと存じております。ただ、ただいま御指摘のございました、公取が取り上げても一向結論が出ないではないかというお話でございますが、今日統計を持ってきてはおりませんが、私も取り上げてまして、勧告をいたしまして、それがそのまま受諾されて処理されておりますケースは非常にたくさんございまして、先方が受諾しなかった場合に審判にかかるわけでございますが、審判手続を結ますのはほんの例外であるということをご理解いただきたいと思います。

○武部委員 そう言われるともう一つお聞きしなければならぬ。去年の牛乳です。何べん言ってもまた牛乳が出るのですが、これはどうなっておりますか。いつごろ結論が出来ますか。また牛乳が上がるうとしておるのです。あのときは、たしか四月一日から問題になって、皆さんのほうでたしか六月ごろ摘発された。もう一年です。そうしたらまた上がるうとしておる。それがいまだに結論が出ない。これはどういうことでしょうか。

○山田政府委員 たびたび牛乳の御指摘でまことに恐縮でございますが、もうほとんど審判は最後の段階に入っておりますので、今度はそう遠からず決着がつくものと期待をいたしておるわけでございます。

○武部委員 メーカーはもう不問ですか。牛乳メーカーはあきらめられましたか。

○山田政府委員 まだ決定をいたしておりません。

○武部委員 終わります。

○八百板委員長 有島重武君。

○有島委員 初めに、国民生活局長にお願いしたいと思ひます。ちよっと前の話でございますけれども、読売新聞の投書欄にこんなようなのがあったのです。「ウソツきの消費者行政」というのです。これは東京の大田区の主婦の方からのものでありますが、「四

十三年度は、国民の生活に奉仕する経済の実現をめざして」と政府は言っておきながら、消費者保護関係の予算増額はほとんど認めていません。通産省が要求していたハカリの認識を高める消費者教育関係費や消費者モニター拡充費、また消費者の保護と物価の監視役である公取委員の増員も認めなかったというのですから理解に苦しむばかりです。しかも通産省が首領をとり、政府の補助金を受けて消費者にかわってウソツき商品のテストをしたり、苦情相談の受け付けやメーカーにもの申す役割を果たすために設立された日本消費者協会では、政府の補助金が多量に少なく、また増大する運営費や人件費をくみんで行き詰まっていますと聞きます。まして非営利が使命のはずの協会が、苦しまぎれにテストの対象である財界やメーカーから資金援助を受けているというにいたっては、もはや存在の意義を失っています。これはウソツき消費者行政以外のなにものでもありません。こういった記事が出ておったわけでございますけれども、これは記事から見ますとかなり突っ込んだいろいろのことを知っておりますから、消費者団体に属して何か研究もかなり進んでいる特殊な人かもしれません。けれども、国民全体としては、やはり今度の消費者保護基本法に対する反響などを見ても非常に危機の念を持っているんじゃないか、そんなふうには思いますので、初めに、では具体的にどういう努力をしているかという問題でございます。いままでもしていたかという問題でございますが、消費者保護のための諮問機関として、いままでただ一つ権威のあった国民生活審議会の消費者保護部会というのがございましたね。これは昭和四十二年度は何回開かれておったか。

○八塚政府委員 何回ということとは、いざれ調べましてお答え申し上げますが、ちよっと国民生活審議会全体といたしまして、一つはいわゆる二十年後の国民生活のビジョン、あるいは消費者に関する答申というものを、四十一年の末にそれぞれお出しになったわけでございます。四十二年



は、むしろそういう基本的な答申が二つ出ましたので、四十二年度におきましてはそれをもう一つふえんをして、一般にわかりやすくする仕事であるというもののアフターケアをしようということとで、端的に申しますならば、四十二年の十月ごろまでで大体一段落をしたわけでございます。そういったしまして、御承知かと思いますが、四十二年の終わりに新しく会長等の改選もございまして、四十三年の一月から再発足をいたすということで、一方国民生活審議会の中では調査部会、これはどちらかといいますと従来のいわばビジョンのほうの部会ということでございまして、もう一個消費者保護部会というものを新しくつくりまして、現在、四十三年一月以降は約三回程度やっております。

具体的に消費者保護部会ではどういうことを御議論願っておりますかと申しますと、まず第一は、従来の答申にあったことに對しまして、国のほうでどういふことをやってきたかという実績の御説明、あるいは現在の消費者行政のいわば概略のレビューというふうなことをやっております。今後どういふふうな持っていくかということでございますが、第三回はかなりの程度フリーディスカッションをしていただきまして、今後どういふふうな持っていくかということにつきましては、消費者保護基本法がおそらく近いうちにでき上がりまうので、この法律を受けて私どものほうはこういう考え方でやっていきたいということに對する、いろいろ御議論を願おうという段取りにいたしております。

○有島委員　ことしになってからはやや動き出したというお話のほうはクローズアップされてしまいましたが、去年はほとんど何もなさらなかったというふうな実情であつたように思います。それで、もう消費者の問題というのは次々に山積みになされていくわけであるのに動いていなかったというところについて、これはだれも非常に不審に思っているんじゃないかと思うのでございまして、それで、いま問題になっております基本法につ

いても、そこでもって今度は審議していかれるというお話を承ったわけでございますが、これは念のため言うのだけれども、そうした組織がありながらストップをしておいたところには、いろいろなところの多少の圧力があつたのじゃないかというふうなことを心配している向きもございまして、そうした点はどうでしょうか。

○八塚政府委員　消費者保護基本法が成立いたしましたならば、国といたしまして非常にはつきりした消費者保護行政の、あるいは政策の姿勢がで上がるわけでございますので、それを審議会で御検討いただくということではなくて、審議会でそういう精神に基づいてどういふことをやう、いけば具体的にいいかということをお検討願おう、ということでございます。

それから、ちょっとさっきの、なぜしばらく休んだかという事情について、私も直接体験をいたしておりますけれども、一番考えられることは、先ほども申し上げましたように、答申がございまして、委員の方からひとつ一段落したのでこの際メンバーをかえてもらいたいというふうなお話があり、あのメンバーの方の選定等に若干手間どつてございまして、たまたましばらく休んだかっこうになつただけでございます。この行政に關連して何がしかの反対の圧力があつたというところは、少なくとも昨年十一月に私どもの局長になりましてからは一回もございせんことからは類推いたしますと、それ以前にもそういうことは全くなかつたのではないかと今ふに考えております。

○有島委員　そういたしますと、いままたお集まりが始まつたわけでありませうけれども、その一番主要な諮問事項と申しますか、それはどういふことになつてゐるのでしょうか。

○八塚政府委員　実は正直に申し上げまして、消費者保護基本法が昨年の暮れごろから各党間で御検討をいただいております、そこでそれが形をなしてくるまでは、むしろ行政のほうで諮問事項をあらかじめきめて、そして諮問をするというのはいさ

時間的にどうだろうかということを考えまして、私どもは、先ほど申し上げましたように一月以降数回やつたわけでございますが、むしろ実績の報告なり検討ということでもあつてきたわけでございます。したがらしまして、この基本法ができました際に、先ほども申しましたように、いわば姿勢が確立したわけでございます。

それからまた、この基本法の具体化の場合にいろいろ問題が出てくるわけでございます。これはもう国会でいろいろ御審議願つておる過程の中からも浮き出しておると思ひます。そういうものを十分勉強いたしまして、そして適切な諮問をしたいと思いますので、むしろこの基本法の成立といたしまして時間的な調整ということ、いまのところまだどういふ諮問をするかということ、具体的な法の中で何が問題であるかと審議会に聞きながら、諮問しながらやっていくのはどの問題が必要であらうかというふうなことで、きめてまいりたいというふうに考えております。

○有島委員　わかりました。

それから、日本消費者協会のことでございませうけれども、これは所屬が、財団法人になつておりますけれども、監督は通産省でやつてゐるようになっています。こうしたいろいろな商品を、全部消費者の側の立場に立つて、あるいは政府と消費者との中間的な存在としてやつておるという一つの機構が、一つの省庁の監督下にあるというふうなことが好ましいことかどうか、その点についての御意見はいかがでしょう。

○八塚政府委員　お話しになりましたように、現在の消費者協会は通産省で所管をされております。しかし、実際の仕事は、通産省の關係の物資に關する仕事と、農林省關係の物資の仕事もやつておるわけでございます。ただ、行政機構として私ども考えます場合に、何といひますか、どこの省の所管であるからなかうか——實際問題としてそういう問題がある場合もございませうけれども、私ども現在の消費者協会を見ております

限りでは、特に通産省が具体的に御監督になつておるからということによる何がしかの實際上の弊害というものは、あまり感じておりません。かたがた、消費者協会のほうも、もちろん通産省のいろいろ御指示を十分受けてやつておられると思ひますが、企画庁のほうへもかなりいわば密接に連絡をされてきておるもので、いろいろ形式的にはあるいは御議論がございと思いますが、實際問題として、特に所管がどういふことによる具体的な欠陥というふうなものをまだ私ども感じてはいない、こういうふうな思ひでございます。

○谷村説明員　消費者協会の性格といたしまして、これは本来、自主的な民間の消費者団体の集まりであるというたてまえをとつておるもので、たまたま補助金を通産省が多額に出しておるというところもございまして、實際上の運営につきましても、これは農林省からも補助金が出ておりますし、企画庁からも補助金が出ております。各省間の連絡につきましては、連絡協議会という場を設けてまして、これは通産省が補助金の額その他は確かに一番大きいし、それから認可のときは通産省が認可したような経緯はございませうが、通産省だけの団体ということを考えておるわけではございませう、やはり自主的な消費者運動の中心核としてわれわれは期待しておるわけでございます。

○有島委員　これも新聞に出ていたことでございませうけれども、農林省の委託でもってジャムの商品テストをやつた。その結果が芳しくないの、業界に不利なデータの発表はしないというふうな——それでまあ、農林省からの圧力があつたというふうなことが、これは新聞に出ておりました。これは私が自分で調べたんじゃないので、記事の限りのことでございませうけれども、こういうことがある。これが事實であるとすると、どうしてこんなことを役所がするのかと非常に国民全般としては疑いを持つておる。そういうことがございませう。農林省のほうから御説明いただきましょ

う。

○森実説明員 ただいま有島委員から御質疑がございましたのは、おそらく一昨年の十二月の朝日新聞に出た記事のことをおっしゃっているのではないかと思います。私、担当者としてはっきり申し上げますが、特に圧力をかけたとか何とかいう事実は全くございません。そのことは新聞にも話してあります。ただ問題は、発表形式の問題なり発表方法について技術的に詰める点を話し合っていたことを、一部新聞がそういうふうに取り扱ったのではないかと感じております。そういう事実はございません。

○有島委員 通産省にしても農林省にしても、生産省といわれております。そういうところの影響が非常に強い状態に置かれていたということは、大衆国民の側として初めから少しあふないのじやないかと思われていて、たまたまそういうことがあれば大きく喧伝されるようなことがあって、それは結局消費者にとってもあまりいいことではないと思うわけであります。それで、もう少し客観性のあると申しますか、企画庁なら企画庁という立場からいえば行管なら行管というところ、これを所屬させてしまったほうがいいのではないかと、そういう意見もあるのをごさいますけれども、そういった点についてはどうでしょうか。再検討の余地があるかどうか。

○八塚政府委員 私どもは国民生活局という局でございますので、確かに、先生がおっしゃいますように、局としては比較的国民生活の観点を強く強調できるところでございますが、しかし、逆に一方各省が、それでは消費者の立場というものについて、従来の生産省の、生産者のサイドでのものを考えているかどうかということについては、私は実はかなり樂觀論でございます。各省ともそれぞれのつかさあるいはそれぞれの担当局においては、世に喧伝されておるほど消費者保護という観点について実は理解がないことはないの、たいへんまあ、このごろそういう思想という

ものは政府の各省にかなりな程度に——十分とは決して申しませんが、かなりな程度に普及してきておる。そういう意味におきまして、やはりそれぞれ物資について、あるいはその生産について所管しておられるところが、その生産にされるというところは、逆に効果的な、消費者保護を進めていく場合にそれなりに十分意味があるのじやないか。そういう意味におきまして、私は、消費者協会というものをいっば一元的に経済企画庁のみの団体というふうにするということは、少し問題があるのではないかと、このように考えるわけでありまして。

それからまた、一方消費者協会自体がそういうふうになる生産者のいっば一元的に受けるという点について、世評がそういうふうになんたになつてまいりますと、実はそれ自体の存在理由というものがないようになってくるわけでございますが、消費者協会のあり方として、やはりできるだけ客観的、中立的にふるまわなければ、もう意味がないのじやないかというところへ追い込まれると思います。そういう意味において、おのずからそういう問題において十分心得られるというふうな考えられるわけでございます。

○有島委員 結論は何を一番言っているのか、ちょっとよくわかりにくい話で困っているんですが、中立的な立場にしっかりと立っているほうがよろしいのか——そのことはよろしいというふうなお話でございましたね。けれども、現在のでもそれほど困らない、そういうふうなことですか。ちょっとそれをはっきりしておいてください。

○八塚政府委員 中立的、客観的な立場に立たなければいけない団体だ、あるいは機能を持っておる団体だ、これは確かに私申し上げました。それから、その消費者協会が中立的な立場を堅持して仕事をやっていくときに、それを所管する役所として、必ずしも企画庁のみに所管されなくてもそういうことは可能ではないかというふうに申し上げ

たのでございます。逆に申し上げますと、農林省なり通産省というものを、消費者行政という立場から、少しことばは違いますが、性悪と見るか性善と見るかという点については、過去においてはある程度性善というふうな見方もあったと思いますが、そういうふうな見方からいって、むしろ消費者保護行政というものは、過去にきいたというところでございます。

○八塚委員 関連質問の申し出がありますので、これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 いま有島委員から日本消費者協会のテストの問題が出たので、関連して伺っておきたいと思うのですが、一昨年の新聞の記事で、ジャムの甘味料ですが、これは日本消費者協会がやっているテストのやり方だとか、JASで規格基準がきまつてもそれを分析試験をするやり方だとか、そういうものが明確になっていないものがまだたくさんあるから、そういう問題が起こってくるのじやないか。たとえば天然のハチみつなというものは、われわれしるそうの消費者には、はたして糖みつが入っているのか、水あめが入っているのか、純粋なハチみつなのか、非常にわかりにくい問題なんだけれども、純粋なハチみつであるかどうかということはどうやって分析すれば正しい答えが出てくるかというふうな、分析方法の決定的なやり方がきまつていないところ、そういう問題が起こるのじやないかと思うのです。どうでしょう、そういうことは。

○森実説明員 問題になりましたジャムの問題は、たとえば一つの例で申し上げますと、私どもの品質管理の観点からいって、一定の標準容量というものがあつたわけでございます。プラスもマイナスも、できるだけ小さい幅で分布しているということが一番理想的でございます。ただ、非常にプリミティブなものの方で見ますと、中にたくさん入っていればいいというふうな見方もあるわけですね。いま砂田委員からも御指摘がございましたように、そういうふうな消費テスト

をした場合の評価の基準というものが、率直に言って必ずしもまだ確立されていない問題がある。技術的に考えるかどうか、ごく常識的に考えるかどうか必ずしも一致しない場合もあるわけでありまして。

それから、いまハチみつの問題の御指摘がございましたが、率直に申し上げますと、いまのところハチみつには人工添加糖をまぜてあるものがあり市販されていることは事実だろうと思ひます。しかしながら、ハチみつ自体が添加糖でございますので、実はいまの能率的な分析方法としては、これを区分する技術的な体系的な確立されておりません。そういう意味で、商品テスト自体も、私どもが取り扱っております食品の問題につきましては、なお客観的な技術的判断の基準を整備する問題、それからもう一つは検定方法を確立する問題、この二つの問題があることは事実だろうと思ひます。

○砂田委員 そういう検定方法というのか、検査方法というものを確立しておかないと、日本消費者協会が検査して答えを出す、業界は業界でまた違う検査をやつて違う答えが出る、そういうところにトラブルが出てくるのは好ましくない。いま森実課長が言われたように、そういった検査方法基準をひとつ確立をしていただきたい。特に消費者の意向の強いものから順にひとつ進めていただきたい、これをお願いしておきます。

それから、いま日本消費者協会のことが問題になりましたけれども、どこの役所の所管だとか、どこの役所の監督だとか、そういうことを使つて何か御議論があつたようですが、これはたいへんな間違いだと思ふ。日本消費者協会というものは比較テストをやつておるの、ナショナルの何がどうだ、サンヨーの何がどうだ、日立の何がどうだ、そういう商品テストをやつておるのですから、行政がそこまで立ち入るべきでは絶対ないと思ふ。あれほどまでも民間消費者団体の自主的な商品テストであるということで、はっきり確立させておかなければいけない。商品の比較テストまで行

政は断じて立ち入るべきじゃないと思いますので、監督とか、どこかの役所の所管だとか、そういう考え方は絶対にするべきではないと思う。非常に好ましいことではありますから、公正なそういう比較テストができるように補助金を増大していくことは大賛成ですけれども、監督下に置くとか、どこかの役所の所管下に置くというふうな考え方は絶対にしないでいただきたい。そういうふうなことにひとつお願いをしておきたいと思っています。

○八塚政府委員 私、たいへんことが足りませんで、いま砂田先生から御指摘があったわけですが、確かに、監視、鑑別のテストと違いますが、比較のテストというのは役所の立場でやるべき、あるいはやるのにふさわしいテストではございません。この点は、今後その他のことを考えていく場合にもいろいろ十分に考慮に入れているかなければならないことだと思っております。

それから、たまたま監督という非常に不熟なことを使いましたが、先ほど通産省の谷村君のほうから話がありましたように、積極的に立ち入ってこういう結果を出せとか、あるいはこういう結果はおかしいじゃないかというようなことを言う、そのつもりで申したのではなくて、認可をするとか、あるいは補助金を出した、その補助金がいまよく使われているかとか、あるいは消費者協会がいろいろ運営上問題があるのでは相談に乗ってこれといわれたときに相談に乗るというふうな意味で、私も、たまたまはなはだ適当でなかった監督ということばを使ったのでございますが、いま重ねてそういう御注意がございましたから、消費者協会に対する行政の態度というものは十分気をつけてまいりたいと思います。

○有島委員 商品テストの問題はあとからまたやるうと思っておったのですが、話がたまたまそっちにまいましたので、ここで少し伺ってみたいと思います。

商品テストと一がいに申しますけれども、これはやはり幾つかの見方の相違が出てくるのは当然

ではないか、そのように私も考えておるわけではございます。それで、各官庁でもって自分のところの規格に合っているか、さつき森実さんが言われましたけれども、プラス、マイナスがどの程度の幅になっているかとか、そういうもの、それからもう一つは、日本に一つしかないから名前を出しますけれども、「暮しの手帖」でやっておりますような、純粋に使いやすいかどうかというふうな規格に合っているかという点、非常に使いやすさ、実用性である、そのような観点からのみなされておる商品テストと、それからまた話に出ました消費者協会の場合なんかその中間的な印象を受けていますけれども、それからもう一つは業界でもって自分からやっておるテスト、そういうように、テストを初めから立場をはっきりしていき、べきじゃないかというふうな意見があるのでもございますけれども、そういう点はいかがでございましょうか。

○八塚政府委員 いま御指摘がありましたように、いわゆる商品テストの中に、大別いたしました、要するにその成分が定められたとおりであるか、あるいはそういう規格に合っているかというテストと、それからいわば消費者として使いやすいか、あるいは安くいいか、いろいろいわれる商品としてのテストと二つあるかと思えます。端的に申しますと、役所の立場でテストができるのは前者のほうであらうと思えます。これは当然物理的あるいは化学的にいくことでございます。それからまた、ややすいという点に着目いたしても、特定の商品種類については、この社の製品はこういうあれがあるかないかととかいう、いろいろな分解したアイテムについては、あるいはある程度やれるかと思えますけれども、それを総合して、消費者にとって使いやすいかどうかという点は、それはなかなか役所の立場で価値判断するのは困難であらう。ところが、一方消費者のほうは、当然にそういう規格なり何なりはあるにしても、なおかつ実際に物を買うときにどれがいんだらうかということで、少し極端に

言えば、後者のほうについて商品テストというものを期待するのだらうと思えます。その点につきましては、やはりいわゆる役所ではなくて、ある程度そういうことについて思い切ったものが言えるという立場の団体なり、そういうものがやっていくということが適当であらうというふうな考えでおるわけではございます。ですから、今後ともテストの問題は総合的に、あるいは各省の問題としてそれぞれいろいろの部門で出てまいりと思えますが、その觀念の整理というものははっきりして、対処しなければいけないのじゃないかというふうな思っております。

○有島委員 それからもう一点、いま砂田委員のほうから出ました基準の問題でございまして、あるいはその方法と申しますか、これは表示の問題とまた関連して申すところのございまして、これは過日砂田さんのほうからアイスクリームの問題が出ておりました。脂肪分の多いもの、少ないもの、これがあながちいけなさいとかいいたくということよりも、これはこういう性質の品物であるという、それを消費者のほうの選択にまかせる余地を幅広く持たせていくということが、さらに合理的ではないかというふうなお話でございました。私もそれに非常に賛成でございまして、それで、いまはその表示することばがやや少ないのではないかと。これは今度公取委員長に対しての御質問になりますけれども、そうした表示の種類と申しますか、どんな科学技術が発達して、それはいろいろな品目が出てくる。いろいろ中間的なものが出てくる。非常に判別しにくいものが出てくる。それがこの間は、牛かんに対してニューコンビーフが、馬肉とは書きにくくなったと言いますけれども、これもまたセンスのない話でございまして、また新しい名前をつけるのならつけてもいいと思うのです。馬肉と言ったときから、いままでもさくらと言っていたのだらうと思えますけれども、やはり馬肉と書かれたことによつて消費者のほうでは何となく感じが悪いと言います。消費者は大体合理的というよりもムードで動

かされますから、これは馬肉が非常に栄養的に悪いものであるかというところ、そうでもないわけではございます。そういう影響から考えますと、もう少し表示ということの多様性、ところが今度非常に多様になれば何もわからなくなってしまう、その辺の兼ね合いですね。こうした系列の中のこういったものであるというふうなこと、これは抜本的に考え直さなければいけないのじゃないかと思えますけれども、その点いかがでございましょうか。

○山田政府委員 御指摘の表示につきましては、いろいろ問題もございまして。私どもは、第一義的には、業界における公正競争規約でもってなるべく適切な表示をさせるようにいたしてまいりたい、こういうふうな考えでおります。一例を申し上げますと、たとえば先ごろ認定をいたしました公正競争規約の中に人工真珠の業界のございましてけれども、これはやはりはっきりと人工真珠または人工真珠と書くということに公正競争規約で定めてもらいましたわけではございます。そのほかに、いろいろ業界ではシェパールであるとか、そのほかちょっと忘れましたが、ハイカラな表示もあつたわけではございますが、そういうような表示をかってに用いられますと、消費者にとりましてはわかりませんわけではございますから、人工真珠または人工真珠に限定をいたしました。業界でさらに研究をいたしました結果、別な表示をしなければならぬような事情が発生した場合に、私どもの役所の認定を経た上できめなければならぬ、こういうふうにしておるわけではございます。なるべく御趣旨に沿うようにいたしてまいりたいと思存します。

○有島委員 ただいま根本的に考えたらいというところを申し上げましたけれども、それと並列して暫定処置ということがどうしても必要だと思つたのです。これはまた公取さんは慎重に慎重を重ねて、五年先じゃ困るわけですね。一番簡単に行なわれることは、アメリカなんかもうそうらしいですけれども、イミテーションである、これだけでも

ずいぶん違うんじゃないかと思うんです。さっきもジャムのことがございましたけれども、イチゴジャムというものはこういうものであると一度きめたら、それから出たものはイミテーションという一つの物に入れておいて、それがまた非常に一つの商品価値を独立して用いるような状態になったと見定めをつけて、さらにまた新しい名前を許していくということになると思うんですけれども、その暫定処置ということも、その単純化でございませう。これは非常に大切なことだと思うのでございませう。これはひっくり返るめまして、もう一ぺん八塚さんに伺いますけれども、さっきまだ諮問すべき項目がはつきりしておらないというお話がございましたけれども、消費者保護の問題でございませう。これは大きな問題じゃないか。いろいろなことを申されまして、商品テストが厳正に行なわれ、しかも行なわれた結果が消費者のほうに役に立つというような状態にならなければ、幾ら基本法の中でもっていろいろ言っておられますけれども、これは大部分が意味を失ってしまうようなことになるんじゃないか。商品テストの種々の問題については、これは総合的に考えていっていただきたい。これは一つの提言でございませうけれども、いまの諮問のあれ、きまっていとおっしゃいますけれども、いかがでしょう。

○八塚政府委員 私、先ほど申し上げましたように、消費保護基本法及びそれに関連いたします国会の御論議を背景にして、諮問を考えたいと思っておるわけでございませうので、ただいまお話しになりましたようなことも、諮問をどうするかというときに十分検討したいと思ひます。

○有島委員 それでは次に、苦情処理の問題につきましまして、これも初めに企画庁のほうの御意見を伺っておきますけれども、苦情処理の問題あるいは相談の問題、これは消費者行政の実質的な効果からいいますとかなり重要なものじゃないかと思ひますが、その重要性についての御所見を先に承っておきたい。

○八塚政府委員 あらゆる経済行為と申しますかの一層最終的な接点は、いわば商品の、消費物資の売買であります。そこで、いろいろな苦情があるというところは、結局大きな意味の経済の回転に実は最終的に欠陥がある、あるいはそういう表現であらうかと思ひますので、苦情処理というのは、生産者、流通業者といういわゆる経済人と消費者といういわゆる生活人との接点でございませう。この処理をうまくやっていくということは非常に必要なことだ。ただ現実には、もう御承知のように、必ずしも日本の場合にはその苦情処理についてあまり組織的な体制がとれておりません。そういう意味で、今後こういう法律の成立を契機にして、そういう点についてのいろいろな対策を特段に進めていかなければならないというふうに考えております。

○有島委員 現在までの苦情処理の状況でございませうね、そのアウトラインを……。

○八塚政府委員 苦情処理、これも範囲が広いわけでございますが、行政上の苦情処理といたしましては、ここに行政管理庁のおいでになります。行政管理庁のやっておられます行政苦情相談員という制度等がございませう。それから通産省でも、消費生活改善苦情処理制度ということとで窓口を——これは末端へまいりますと消費生活改善監視員であるとか、あるいは通産局の商工課等、あるいは本省の段階は、これは消費者にとつてはやや距離が遠いかなと思ひますが、消費経済課等をやっておられるわけでございませうが、ただ、一番普遍的に制度を持っておりますのは——普遍的と申しますか、もう少し消費者に近いところでやっておりますのは県の段階でございませうが、全府県すべてそういう窓口が必ずしもできておるといふふうにはまだなっておりませんで、一応三十六県がそういう苦情処理ということでの窓口を開いておりますこととございませう。あと、この基本法にあります、元来もっと組織的にやってもいいわねばならない業界としては非常に少ないのが残念でございませうが、全日本広告協議会であ

るとか日本化学繊維協会などはやっておりますのでございませう。苦情処理ということにうまく適合はしないと思ひますが、むしろ積極的に苦情を言うというふうなことにについては、もちろん例のいろいろな消費者団体等が御活動になっておられるわけでございます。

○有島委員 初めに御話しのございました行政苦情処理のことについて伺ひますが、これは各省庁にわたって、すでに苦情相談担当者というのがきまつておるといふふうになっております。これは昭和四十一年の四月一日現在の表を私に持っておりますわけでございませうが、いままでの実績といひますか、問題点と申しますか、そういったことについてお聞かせ願ひたい。

○諸永政府委員 ただいま先生のおっしゃったとおりでございますが、各省の苦情担当者の設置は見ておりますが、専任者というものが非常に少のうございまして、相当業務者でやっております。そこで、各省の苦情処理窓口としては、まだこれから相当機能を強化する必要があるのではなからうかというふうに感じております。

○有島委員 強化する必要がある。いままでの実績という点では、それほど見るべきものがないというところでございませうか。

○諸永政府委員 実績は、各苦情担当の窓口に来ております苦情の件数は大体つかんでおりますけれども、各省庁あるいはその出先機関で直接業務を担当しております苦情が持ち込まれておりました、その内容は、苦情担当者あるいは行管のほうも、実は非常につかみにくいものでございませうので把握しておりませんが、苦情担当者のところに来ている件数というのは、案外そう多くないというふうに考えております。

○有島委員 この苦情処理、特に行政苦情処理の問題でございませうが、これは民間の苦情を行政の上に反映していく、それでよかった。一つ一つのことがあつて思ひますけれども、一面には、こういったところからこれだけの苦情が出ておるんだということを認識することが、これが監視の一つ

の有力な手がかりになるのではないかと、大きく行政に発言していく非常に客観性を持つていたデータになるのではないかと思ひます。ですから、これはどうにかして集まつてきた苦情を収集したほうがいいのではないかと思ひますのでございませう。

それからもう一面、これも新聞記事でございませうけれども、これは毎日新聞の記事でございませうが、公害に関しまして苦情を申し出たことがあるかないか、これについて六九%まではないというわけですね。それで三二%の人が苦情を申し出ておる。あとは泣き寝入りの状態であるわけでありませう。第二番目に、どこに申し出たかという問題です。これは大阪だと思ひますけれども、市の公聴部に行つたのが三〇%、衛生局に行つたのが一三%、区役所に行つたのが二七%、公害対策部に行つたのはなしですね。保健所に行つた、これが二三%、それから警察に行つたのが二〇%ある。あるいは地元の市会議員だとか、あるいは加害者とおぼしき工場なり何なりに直接文句を言つていった、そういうのがわずかにあるようでありませうけれども、これで見ますと、大体区役所や市役所に行けばどういふことになるかと思ひます。こういう気持ちはわかりますね。もう一つは、そんなでもないというので頭にきて警察に行つた。それから保健所に行つた。これは奥さんたちは平素保健所にながりがあつたから、一言言ひやすい状態で行つたんだと思ひますけれども、こうした公害ということ、これは一般消費生活から考えますとずいぶん範囲が狭い話でございませうけれども、これでもどこに行つていいんだかちつともわからない、戸惑つておる姿があると思ひますのであります。

この結果でございませうけれども、この中ですぐ解決したというのが一〇%あります。それから、いつまでたつても解決しない、言ひっぱなし、聞きっぱなしでそのままになっているのが二〇%あります。解決はしないけれども調査だけはしてくれた、これは三〇%あります。それから、一応解

それで、われわれとしては一番身近なところに申し込む。申し込めば、申し込まれた人は相当能力がないと直ちに答えることはできない、動くこともできない。でありましようけれども、その人が、窓口がさらにそれではちょっと問ひ合わせてみましようという問ひ合わせ先を持っていれば、これは電話で済むことでございますから、一応の答えがすぐに出ることが多いのじゃないか、そういうように思うわけでございます。われわれ市民相談などを實際にやってみまして、私たちが受けてすぐ電話をすれば、どんなこれは動き出すと云うことはたくさん経験しているわけでございまして。これは約束さえできておれば非常にスムーズにいくのじゃないか、そういうふうに思うのでございませうけれども、こういうものは時間的にもすばやく、それから単能的な窓口ではなくて、そこにいる人は専門的に、これは一番建設方面には明るい人だ、いろいろあつてもよろしいのですけれども、その人がしっかりと問ひ合わせ先を持っている、すぐに答えられる、そういう問ひ合わせをひとつ確立なさったならばいかがかと思うのですが、そういうことは考慮していただけないだらうかどうか。

○中塩説明員 行政苦情相談の窓口は各省ならばらになつておりますが、それらの連絡組織といふは、現時で、現在中央では、各省庁行政苦情相談連絡協議会というのが設けられております。また地方でも、国の出先機関及び地方公共団体等が集まりまして、同様の協議会をつくりまして連絡を密にいたしておるところでございます。しかし、先生の申されますように、行政組織のことをよく御存じない国民の方が、どこへ苦情を申し出ても直ぐ、ちにそれに対応できるような組織というものは、行政苦情の処理のために非常に望ましいものであ

○有島委員　今後十分研究していただきたいし、

それから研究はかりじやなく実施を急いでいたな  
きたいように思いますが、協議会といいた  
すと、ときどき集まってきたりして協議する、結果を檢  
討するということになると思います。いま言っ  
ているのは、もう協議じやなくて一つの連絡所で  
ございますね、そういうのもだと思つたのです。  
それで、東京都でやっておりますのは、各省庁の  
代表の方が来てくださつてその場でもつてどんど  
ん解決して、その出先の方が問題が大きくなれば  
自分の本省に連絡をとつてやつておる、それはな  
いへんけつこうでありますけれども、どこでもこ  
こでもすぐにそうやるうと思つても、これは人が  
足りないのだと思つたのです。いま申し上げてお  
すのは、そういふたものがたとへば東京都なら東  
京都に一カ所あれば、兵庫なら兵庫にそういうも  
のが一カ所あれば、どこの府県からでもあそこ  
に行けば何か答えを出してくれるに違ひない、こ  
れはやろうと思へばあしたからでもできる問題じ  
やないかと思うのです、電話番号帳一通り配れば  
いいのだから。そういうようなことを速急にな  
さつたほうがいいのじやないか。そうすると、い  
ままで潜在的には何か言おうと思つていたのだけ  
れども全然言わなかつた人たちにも、相当いいア  
イデアを持つていらつしやる方も多いと思つた

す。そういつた人たちの声もどんどん上がつてくるのじゃないか、それが大切なことじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、チェックの問題でございます。原課のほうでもって処理したものは報告をしましてもってまっております、そういうことでございまして、通産省の苦情処理は非常に模範的にやっておりますというお話を伺っておりますけれども、通産省のほうの苦情処理のチェックの状態はどうでしょうか。

〔委員長退席、武部委員長代理着席〕

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第八号 昭和四十三年四月十八日














































省で受け付けておるわけでございますが、大体年  
間、文書によりまして四百件から五百件程度の苦  
情がございます。これにつきましては、個別に私  
の名前で回答を出すことにいたしておるわけでご  
ざいます。同時に、一般的な問題につきましては  
それ相応の何らかの処置をとらなければなりません。  
たとえば、先日来お話がございましたLMS  
のサイズを統一してくれというような苦情は、こ  
れは一般的な別の手段で解決しなければなりません。  
ので、そういう点はそういう方向で解決したい  
と思うというようなことで、個別に文書で回答を  
出しておるわけでございます。このほかに、役所  
以外では、先ほどの消費者協会でやはり苦情受付  
窓口を地方に百カ所ぐらい持っておりまして、こ  
こで受け付けました苦情も、必要があれば通産省  
のほうに上がってくるようになっておるわけでご  
ざいます。

大体以上のようでございます。

○有島武員 それで私が想像いたしますのに、いま言われた年間四百から五百というのは処理の件数でございませうね。申し込んだけれども処理はしないというものはその数のうちに入らないの、だと思ふのですが、どうでしょう。

○谷村説明員 いまも申し上げましたように、処  
理は全部いたしております。たとえば、これはす  
ぐには解決できないけれども、将来こういう方向  
でやりたいとか、何からの形で返事を出しておる

○有島委員 受付件数と処理件数というのは、まあ、ずから変わると思うのです。もう一つは、せっかく言ってきたけれども、これは通産の問題じゃないからといって断わってしまった件数もばかにならないと思うのです。そのほうがむしろ多いかもわからない、そのように私は想像いたします。

それで、行管に戻りますけれども、苦情申し出のチェックのしかたについての一つのとらえ方、データの書き方といいますが、何かそれほど複雑にならないで、しかもどんな苦情でも一応そこを記載することができ、そういうようなものをお考えになつてはどうか。いま通産だけでも全国に三百ほどあるわけですね。消費生活改善監視員まで入れますと、これは五百余の窓口になるわけですね。

○谷村説明員　いま申し上げましたのは、消費生活改善監視員の数はいままでは五百名でございましたが、本年度から七百名になっております。したがって七百名と、そのほかに八つの通産局の南工課がそれぞれ窓口になっております。それから私のところと、そのほか消費者協会におきまして百カ所の受付窓口を持っておるということでございますので、それを数えますと八百ちよつという感じがになります。

○有島委員　そうすると、八百の窓口を持つておる。その一つ一つは力がそれほど強くはない。けれども、いろいろな意見を吸収する能力は全部持っているわけであります。そうしたものを電算機にかけられるような状態になっておれば、何かカード処理ができれば、それこそ民主主義の模範みたいに、みんなの思っていることをそのとおりとにかくキャッチすることができ、そういうことをひとつ御検討になったらいかかと思うのでございますが、いかがでしょうか。



○諸永政府委員 先生の御意見、非常に教えられるところがございます。いままでの状態から、出先機関のものもわれわれのほうではなかなかつかめませんし、それから特に果、市町村等のものも、また各省別にこれを分類するというのも非常に困難でございまして、非常にいい御意見でございまして、幸い私のほうで幹事役をやっています各省庁の苦情連絡の協議会がございまして、次の協議会までひとつ研究いたしまして、おはかりして実現するように検討いたしたいと思ひます。

○有島委員 それではそのことも研究していただくことにしまして……。それは行政管理局のお仕事というのが、ほかと比べればわりあい単純化された問題が来るであらうし、それからもう一面には、どの省庁にもいろいろな関連が一面に立場におありになって、一つのそういった連絡組織の模範になるのじゃないかと思ひますので、よろしく前向きに御検討いただきたい、そう思うわけでございまして。御都合がございするようです。行管はけっこうございします。

いまの問題につきましては農林省に伺いたいのですけれども、農林関係に関する限り、食品なら食品に関する限り、いま行管に申し上げたような体制を組むことは可能でしょうか。

○森実説明員 いま御指摘がございました問題でございしますが、私も結局、苦情処理の問題と、それから不良な食品とか不当表示の取り締まりと、これは、現実の行政としては、やはり連続的に把握して行なうべき性格のものではないだろうかというふうな現実に考えております。

そこで、まず一つは、行政に対する苦情処理という問題、それから、たとえば先ほど議題になりました不当な表示の問題とかあるのは商品の評価の問題、そういった問題について、やはりそういった調査の能力あるいは現実の地域住民との密着ということから考えまして、やはり自治体というものに大幅に協力していただくということが一つの基本ではないかと思ひます。それを受けまし

て国の行政機関で、それぞれの職務担当に応じまして処理をするということが必要なんじゃないだろうか。たとえば、いま私どもが検討しておりますのは、JASのマークがついている不良品とか、あるいは最近ちょっと一部議論が出ておりますJASにまじらわしいような表示のしかたをしております商品とか、不当表示の食品とか、そういったものについてはそういった調査なりあるいは消費者からの文句があれば、それを自治体なりあるいは国の出先でもできるだけ多く持つてきていただいて、それを受けてさらにそれぞれの試験研究機関とかテスト機関に持つてきて、結果を確認した上で処理したいと思ひます。それからまた、具体的な商品に結びついた問題でなくとも、一般的行政に対する批判というふうなものについても、やはりそういった自治体の担当者あるいは国の出先機関に意見の反映をはかる。そういう点で、いま申し上げましたように、先ほど議論になりました商品テストの問題、表示の問題、それから行政の苦情処理というふうな問題、苦情処理と表示というふうな問題とを結びつけて検討したいというふうな思ひをしております。苦情処理の窓口という問題と、たとえば先ほどからも議論になっておりますような不良食品の調査をやるのか、役所が能動的に、アクチブに働きかけて、たとえば市販品を買上げて調査をする、そういったような過程と苦情処理の消極的な意味での窓口というものを、広い意味での調査機関として、現実に自治体とかあるいは食糧事務所その他の地方に分布しております国の窓口を活用する、こういうふうな形で考えてまいりたいと思ひております。

○有島委員 いま伺っておりますのは、大体地方の公共団体の出先機関へ集まってくるわけですね、苦情というものが、それが全部一べん本省の一カ所に集まるのですか。それともばらばらに各局に地方局から問い合わせが来るのですか、その点を伺っておきたい。

○森実説明員 これはたとえば苦情が具体的に出的場合、苦情処理といつても様態が非常にたくさんあるわけですから。そこで私も、たとえば具体的に食品の表示が適当であるかどうか、この食品の原材料はどうかということ調べてほしい、あるいはこういうものを表示してほしいというふうな、ある程度典型的に把握できるようなものを、それぞれ役所の担当部署をきめておきまして、そこに通報させるというふうなことがスピーディーなではないか。そういう意味では私も現実的に検討しておりますが、今年多少予算も計上しておりますし、実施したいと思ひておりますのは、自治体の協力も得て、全国に十カ所ございします輸出検査所の機構を使って、文句があった商品についての調査とかテストをやります。すぐその結果を回答するという仕組みを考えております。しかし、類型的に把握できないようなものについては、各自自治体と地方農政局なり何なりの担当窓口をきめておきまして、それを定期的に回収して各局ごとにそれに対する回答を準備させる。こういうように、やはり現実的には一カ所に集中して処理させる場合と、すぐきめられた組織に反映させてそれを解決してまいりたい、この二通りに分かれてきてい

いのではないかと考えております。

○有島委員 これは新聞社なんかですと、いろんな名前のもの、連絡局というふうなものがありま

すね。新聞社の中でもいろんな役目が分かれておいて、いろいろ雑多なものが入ってくる、その入ってきたものはとにかく一べん連絡局を通る。それであそこに出そう、ここに出そう、自分の分野のものが自分のところに入ってきた場合でも、やはりそこを一べん通してやる。するとある場合には、この関係があるからこっちにも連絡するというふうなことで、これは新聞社の能率を非常に高めていると思ひます。それから企業形態が大きくなれば、当然そういうような頭腦的な働きは今後ますます必要になるのじゃないかと思ひます。けれども、いまこちらの質問はそういうような機構、どんなものでも苦情ならここに持つてこい、持つてきさえすれば一発

だ、それから自分でもって判断できるものでも一発こを通過、そういうような機構というものがあつたほうがいいのじゃないかと思ひます。それが、そういった点について御意見はどうでしょうか。

○森実説明員 確かに、御指摘のような点もあるかと思ひます。ただ、私も現実行政をやっておりますしまして、行政に持ち込まれます苦情というもののについては非常にバリエーションがございまして、それを非常に専門的な知識で判断しなければならぬし、タイミングを要するものもございします。特に経済行政をやっておりますと、当事者間の争訟に類するようなものを役所に持ち込むというふうなケースがある。あるいはある種の政治的不満が特定のものに結びついてくるものがあるというふうな、非常にバリエーションがございします。つまり機械的に把握ができるような画一的な苦情処理ではないだろうと思ひます。むしろ私どももいたしましては、機械的に処理できるような苦情に対する態様は、ある程度統一的に把握することもデータとしては必要と思ひますが、スピーディーに処理できるように、そういう連絡、連絡のしかたを具体的にきめておいたほうがいいのではないかと。それ以外のそういう類型的に把握できない、特に政策に類するようなものについては、むしろいま申し上げたようにある特定の窓口をきめて、あるいは地方農政局でできる、各局がそれぞれきめておいてそれぞれ受けるという形にしておいたほうがいいのではないかと。問題は、実はその省だけの問題でございせんので、各省にも非常にまたがってくることもある。その点、十分御留意願いたいと思ひます。

○有島委員 そうすると、ある類型的なものについてはそのルートが定まっておる。それから非常に難解な複雑なものについては、これは大体どこに入るのですか。そういう複雑なものは官房が何かに入るのでしょうか。

○森実説明員 大体、現実にはいまルートが二つあると思います。一つは、本省に直接参りまして官房で調整している場合が一つ、それからもう一つ、地方の農政局でプールいたしまして、本省にそれぞれの分担に応じて官房を通して通報して、二つのケースがあります。

○有島委員 省の構成の本来の意味からいえば、それは全部官房の仕事になるわけですね。いま申したような連絡的な話というのは、あらゆるところの関連するものは全部そこでチェックされているはずである。それからまた、いろいろ連絡が、事前にせよ事後にせよ、そういうことになっていくわけであらうと思いますけれども、それが必ずしも官房そのものではないという連絡的なすばやきでも働いているとは思えないのですけれども、今後の消費者行政ということを考えますと、そういったようなことを考えていただけたらいいんじゃないか、そう思うわけでありまして、これはお答えはけっこうです。

今度は厚生省ですが、さっきもちょっと話が出ましたけれども、保健所は庶民にとって非常に密接なところであると思うのです。保健所でもって苦情の受付というようなこともやっていたら非常に能率が上がるんじゃないかと思われるのでございますが、そういったようなことについてのお考えはいかがでしょう。

○野津説明員 御指摘のように、保健所は、全国の都道府県あるいは政令によって設置されておりまして、約八百三十カ所ございまして。地域の保健の中心ということで、非常に活動しているわけでございます。特に食品衛生なら食品衛生という立場に立ちましても、これも非常に地域の保健というものと結びついた立場ではそういう機能を持つべきであると思います。現在は、国民の保健に關しますことのいろいろな指導及びそれに關するいろいろな事業を行なうということは保健所法でもきめられているわけでございますが、一応現実の問題としては、相当に苦情処理機關としての立場をとっているのではないかと思うわけでございます。

が、国民の一つの相談機關として活躍していきましますし、また今後ともそういうふうな活躍していく必要がある、そういうふうな考えているわけでございます。

○有島委員 この問題につきましても、やはり来た苦情をチェックしていく、それでもって中央で統計がとれる状態にするということがあります。これははずいぶん役に立つてくるのではないかと思います。保健所ではなくて、保育所なんかでもずいぶん来ると思います。ただこの場合は、あくまでも苦情、ぐち話というふうなことでございまして、判定はおのずからあると思うのでございまして、そういうような活動を消費者保護という立場からはぜひお願いしたいと思うのでございまして、これはお願いにとどめておきます。

時間が来てしまったので、いまの苦情処理の問題は大体この辺でとどめますけれども、最後に、企画庁のほうでもって、いろいろ話がございまして、総合化といいますが、これも非常に大きな要素になると思うのです。一つには、これが行政指導の上にも響きますし、ある程度苦情のデータというものが公表されますと、これは業者の自主規制ということにすぐつながる問題ではないかと思うのです。消費者側としても非常に複雑であって、自分のほしいものが、はたしてこれがほんとうにほしいものであるかどうかということには自信がない。そういうことがいまあるわけですから、同時に、行政側のほうも非常に複雑でつかみにくいということがあるのです。業者としても連帯感に立ちにくいということがあると思います。こうしたことについては、それこそ共通の悩みである一つの連帯感を持つて進めていかれる問題であると思いますので、この方向につきましても先ほどの諮問の内容の中にはひとつ入れていただきたい、そう思うわけでございます。

○八塚政府委員 確かに、先ほど来お話がございましたように、苦情自体がきわめて単純な、端的なものからいろいろ複雑な要素を含みながらの苦情があり、一方それを受けるほうも、それに対応して仕分けるということも、現在の段階では必ずしもなかなかうまくいっていない。しかし、いずれにいたしましても、やはりお話がありましたように、みなそれぞれ立場においてこれをうまくやる、処理することはどうしたらできるだろうかというところで悩んでおられる問題でございまして、かたがた、ある意味ではかなり技術的な処理と申しますか、技術的な検討が可能であるところもわりと多い部門だと思います。なかなかむずかしい問題でございまして、一方きわめて必要な問題であるということは私も十分わかりましたので、今後諮問との関係は、先ほど申し上げましたようなことで関係各省とも連絡をとりながら検討を進めてまいりたいと思います。

○有島委員 では、私の質問はあと残っておりますけれども、次の機会に保留させていただきます、終わります。

○武部委員長代理 砂田君。

○砂田委員 時間もありませんが、ちょうど農林、厚生両省がおられますので伺っておきたいと思うのですが、WHOとFAOとOECDで、農産食品の国際規格を定めていこうという作業が何年がかりか長期的な作業が行なわれつつある。日本からもこれに参加しておられて各省行っておられると思いますので、どういふような方向でそれが動いていっているのか、そういうものが一つ一つ決定されていったならば、この国際規格と国内規格との関連がどういふふうになっていくか、そういうようなことを厚生省、農林省から伺っておきたいと思ひます。公正取引委員会もこれに参加しておられますね。

○森実説明員 先生も御指摘のように、現在FAO、WHO、それに部分的にはOECDが参加いたしまして、国際規格の取りきめの作業をいたしております。この内容は、大ざっぱに申しますと二つございまして、たとえば、これは厚生省が主として担当しておられますが、食品衛生の問題と

か、商品表示とか、一般的事項をグループに分けて検討することになっております。それから、具体的に果実かん詰めであるとか、あるいは魚のかん詰めであるとか、ジュースであるとかいふふうには、具体的な商品ごとの規格をきめるという形で議論が、そういった一般的な事項の幾つかの部分及び具体的な商品ごとの幾つかのグループに分かれて進みますと、それぞれの規格が固められて、あらためて各国の同意を求めた上でそれがコーデックスとして収録されるという仕組みになってございまして、本年度で言うならば、すでに八段階というような最終的な段階に近いものもあり、また三段階程度のものもあります。最終的な取りまとめまでにはまだ二、三年かかるのではないかと思います。そのコーデックスの効力につきましては、これを受諾した各国を具体的に拘束するということになります。その拘束力の内容につきましては、つまりその規格を受諾した国が当該規格に合致している商品の流通を妨げてはならない。端的に申しますと、それよりもっときつい規格で流通規制をしてはならないということが一つの法律上の効果でございまして、つまり受諾した場合、より以上、もっとシビアな規格をつくってそれと合致しないものは売ってはならないとか、輸入制限とか、流通規制になるような結果のことはしてはならない、そういう形で法律的效果がございまして、それから受諾の様態につきましても、経過期間とか、一部受諾というふうな条件付き受諾が認められております。

それから規格の内容は、そういった表示原則等についても強制力、いま申し上げたような受諾によって法的な拘束力を発生するものと、そうでない一般的な訓示規定的なものとに分かれておりまして、いわゆる法律制度としての拘束力が強いという性格のものではないだろうと思ひます。ただ、関係各省、科学技術庁が中心になって協議し

ているわけでございますが、私どもとしても、それが基本的にはやはり国際的な規模での流通の能率化に貢献することが大きいという観点から、できるだけやはり日本の独自の主張を入れながら、その規格は事情が許す限りは受諾していくべきであらうということで、私どもの意見の反映にあらず。ゆる会合を通じて努力しているところでございます。

○神林説明員 ただいま農林省の申し上げたように、厚生省といたしましても、できるだけ、そういうものがきまり次第それを尊重してやっていきたいというふうに考えております。

○柿沼政府委員 公正取引委員会といたしましては、表示の問題でこのことに関係いたしました。国際会議には昨年から参加させていただきました。わが国の消費物資の国際的取引の増大に伴いまして、やはり国際的な標準、基準というものを実質協定や何かの中に取り入れていく上にも非常に参考になる。積極的に参加していきたいというふうに考えております。

○砂田委員 ありがとうございます。受諾する方向で検討をしていくとなると、いろいろな問題がたたくさん出てくるだろうと思えますから、これはまた日を改めて伺うことにいたします。

○武部委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次回公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

昭和四十三年四月二十五日印刷

昭和四十三年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局